

中野区教育委員会会議録

平成28年第12回定例会

平成28年5月20日

中野区教育委員会

平成28年第12回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年5月20日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時27分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 小山 真実

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 永見 英光

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

8人

○議題

1 議決事件

- (1) 第17号議案 中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 第18号議案 中野区立学校の設置及び廃止について
- (3) 第19号議案 中野区立学校設置条例の一部改正手続について
- (4) 第20号議案 中野区立幼稚園条例の一部改正手続について

2 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

- ① 5月11日 中野区小学校教育研究会定期総会
- ② 5月13日 中野区立大和小学校訪問
- ③ 5月16日 平成28年度中野区立中学校PTA連合会総会・懇親会
- ④ 5月17日 平成28年度中野区立小学校PTA連合会総会・懇親会
- ⑤ 5月18日 平成28年度中野区幼稚園教育研究会総会

(2) 事務局報告

- ① 新しい中野をつくる10か年計画（第3次）の策定について（子ども教育経営担当）
- ② 区立図書館等の整備について（子ども教育経営担当）
- ③ 第三・第十中学校統合新校校舎改築に伴う複合施設整備の基本的な考え方について（子ども教育経営担当）
- ④ 教育指導関係資料の作成及び配布について（指導室長）
- ⑤ 平成28年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

さて、今年も節電の取組の必要から、5月から10月までクールビズ期間とされています。したがって、教育委員会の会議においても、クールビズ期間中は、暑さをしのぎやすい軽装で出席することにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日の議決事件、第17号議案に関連して、健康福祉部地域スポーツ推進担当、永見副参事に出席を求めていますので、ご了承ください。

事務局報告の5番目、「平成28年度中野区教育委員会学校教育向上授業研究指定校について」の資料は、区議会の報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。傍聴の方は、ご退出の際に、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

<議決事件>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

議決事件第17号議案、「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（地域スポーツ推進担当）

それでは、「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

今回の改正の趣旨でございます。区は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に関する取組を進めていくとともに、区民等の健康づくりやスポーツ活動を更に推進していくため、区内スポーツ団体を初め、様々な主体による取組を支援し、区全体によるスポーツ健康づくりムーブメントを推進していく必要があると考えてございます。そのため、区民等に身近な施設で気軽にスポーツや運動活動を行える場を提供し、区民一人一人の運動習慣の確立及びスポーツ健康づくりムーブメントの推進を更に図っ

ていくことを目的といたしまして、小・中学校の体育館の開放及び用途外使用に関して、スポーツ活動を行う場合については、使用料を免除するというところでございます。

2番、改正内容でございます。

(1)中野区立学校設備使用規則の一部改正についてでございますが、当分の間、使用者がスポーツ活動の目的で体育館及び附帯設備を使用する場合、当該使用に係る使用料を免除できる旨を附則に規定するというものでございます。

(2)中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正についてでございます。

当分の間、利用者がスポーツ活動の目的で体育館開放を利用する場合、当該利用に係る使用料を免除する旨を附則に規定するというものでございます。

新旧対照表でございますが、参考にごらんいただければというふうに思っております。こちらの施行日でございますけれども、本年の7月1日ということで考えております。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

オリンピックに向けてすごくいい取組だと思っておりますけれども、この改正の趣旨のところで、「区内スポーツ団体をはじめ様々な主体による取組みを」ということなのですか。グループとして学校設備を利用しないといけないのですか。例えば、区民が個人で何かスポーツをしたいという場合に、学校設備を利用する手だてというのはあるのでしょうか。

副参事（地域スポーツ推進担当）

学校開放でございますけれども、団体による使用のほかに個人使用というものもございまして、個人の使用に関しましては、現在無料という形になっておりますので、今回の規則の中では、免除の対象とはならないということでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

そのほかにもございますか。

渡邊委員

個人の使用は対象にならないというお話でよろしいのですよね。

副参事（地域スポーツ推進担当）

中学校の開放は、個人利用が可能でございますけれども、こちらは現時点で既に無料ということになっております。今回の改正は、使用料を当分の間免除するということですので、無料の場合は免除の必要はないということで、今回の改正には入っていないということでございます。

渡邊委員

団体について規定が何かございますか。

副参事（地域スポーツ推進担当）

小学校と中学校でそれぞれ団体登録の要件というものがございまして、そちらに適合する団体について登録をして、その上で利用申請を行って利用するという流れでございます。

田辺教育長

その団体の要件というのがあったら、ご紹介していただけますか。

副参事（地域スポーツ推進担当）

団体の要件でございますけれども、まず小学校につきましては、自主運営委員会に登録をしていただくというような形になっています。中野区に在住、またはその在勤する、10名以上で構成をして、また18歳以上の代表者が有するといった要件がございます。

中学校につきましては、中野区に在住又は在勤の15歳以上の者、並びに区内の中学校に在学する者10名以上で構成して、中野区に登録をしていただくという要件になってございます。

渡邊委員

もう1点よろしいでしょうか。この規則の改正についてですけれども、オリンピックに向けた取組ということで、当分の間使用料を免除するということですが、当分の間というのはいつまでで、規則で期間は決まっているのでしょうか。

副参事（地域スポーツ推進担当）

オリンピック・パラリンピック、こういったものを契機としてスポーツ推進をしていきたいというところがございますので、当分の間というのは、いつまでというところははっきり定まっていないところなのですけれども、場合によっては数十年にわたってというようなこともございますし、区のスポーツ振興としてオリンピック後も引き続きやっていくというようなことを想定しているところがございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに。小林委員。

小林委員

この改正の方向性については、私もこれでいいのかなと思うのですが、参考までに、この小・中学校の体育館の開放に関して、稼働状況を、大体で結構ですので、押さえているところで教えていただければありがたいです。

副参事（地域スポーツ推進担当）

稼働率でございますが、学校ごとにばらつきが若干あるのですけれども、おおむね平均すると8割程の稼働率であると把握しています。今回、無料とすることによって、現在使われていない枠についても埋まっていくことも考えられるかと思えますし、それだけではなくて、例えば小学校の自主運営委員会に登録する団体自体が増えていくというような効果もあると思っておりますし、より多くの方がスポーツに取り組んでいただける効果があるものと考えております。

小林委員

中学校の場合は、放課後の部活動で使うことがあるのですが、学校の教育活動に関してはそれを優先するというので、従来どおりでよろしいですね。

副参事（地域スポーツ推進担当）

おっしゃるとおりでございますし、学校活動として使う場合には、そちらが優先ということでございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

よろしいですか。ないようですので、質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

地域スポーツ推進担当永見副参事は、本日は出席ありがとうございました。どうぞご退出ください。

（永見副参事 退出）

田辺教育長

続きまして、議決事件第18号議案、「中野区立学校の設置及び廃止について」及び第19

号議案、「中野区立学校設置条例の一部改正手続について」を一括して上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、第 18 号議案及び第 19 号議案について、ご説明いたします。

まず第 18 号議案「中野区立学校の設置及び廃止について」でございます。

提案理由でございますが、中野区立小中学校再編計画（第 2 次）に基づく学校の統合を行うため、区立学校 3 校を新たに設置し、区立学校 5 校を廃止するというものでございます。

初めに中野区立学校の設置でございますが、名称と位置を上から順に読み上げます。

ア 中野区立南台小学校 東京都中野区南台三丁目 44 番 9 号。

イ 中野区立みなみの小学校 東京都中野区南台四丁目 4 番 1 号。

ウ 中野区立美鳩小学校 東京都中野区若宮三丁目 53 番 16 号。

設置年月日はいずれも平成 29 年 4 月 1 日でございます。

2、中野区立学校の廃止について名称を読み上げます。

ア 中野区立中野神明小学校。

イ 中野区立大和小学校。

ウ 中野区立多田小学校。

エ 中野区立若宮小学校。

オ 中野区立新山小学校。

廃止年月日はいずれも平成 29 年 3 月 31 日でございます。

それでは、引き続き第 19 号議案をごらんください。

本議案につきましては、中野区立学校設置条例の一部改正手続を区長宛てに依頼するというものでございます。

まず、提案理由でございますが、中野区立小中学校再編計画（第 2 次）に基づく学校の統合に伴い、規定を改めるというものでございます。

具体的には、別紙の中野区立学校設置条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

廃止いたします 5 校についての項を削り、そして新たに設置する 3 校につきましては、一番最後のところに加えてございます。

附則でございますが、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するというように定めるも

のでございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑は終結いたします。

それでは、第 18 号議案及び第 19 号議案について、一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 18 号議案及び第 19 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、上程中の第 18 号議案及び第 19 号議案を原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、議決事件第 20 号議案、「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

中野区立幼稚園条例の一部改正について、ご説明をいたします。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う多子世帯等における保育料の軽減措置の改正を踏まえ、区の幼稚園保育料の軽減措置を新たに実施するものでございます。

改正の内容でございます。年収約 360 万円未満の世帯（C 1 階層の世帯）において、区立幼稚園の利用児童より年長の特定被監護者等がいるときは無料といたします。

こちらの特定被監護者等でございますけれども、子ども・子育て支援法に定めます幼稚園を利用する児童の保護者に監護をされている児童のことをいいます。

現在の仕組につきまして、具体的にご説明をいたします。区立幼稚園の利用児童より年長の小学校 1 年生から 3 年生までの児童又は幼稚園等利用児童がいる場合、C 3 世帯の利用児童につきましては、1 人目は 850 円、上記以外の児童につきましては無料ということになります。

裏面の中段に保育料徴収基準というものがございます。

今ご説明をいたしました区立幼稚園の児童ですとか、年長の小学生 1 年生から 3 年生ま

での児童がいる幼稚園児の利用等につきましては、C1世帯、C2世帯につきましては無料、C3世帯については1人850円というのが現行の仕組みになってございます。例えば、小学校4年生の年長のお子様がいる場合は、幼稚園の利用児童の保育料は満額ということになります。この仕組みにつきましては、C1の階層の方につきましては年齢制限を廃止いたしまして、例えば小学校4年生のお子さんがいまして、幼稚園の利用児童につきましては無料にするというものが今回の変更点でございます。

同世代において要保護者等（ひとり親世帯・障害者のいる世帯等）の場合は、第1子を半額、第2子以降を無料といたします。これは法の定めによる基準を下回り、市区町村で判断し対応できる範囲を定めてございます。

また、裏面の上段をごらんください。

要保護世帯の捉え方ということで、C1世帯に要保護者（ひとり親・障害者等）がいる場合につきましては、C1世帯の利用児童より年長の特定被監護者等がないときは、半額になります。2人目以降は無料ということになります。こちらにつきましては、施行期日になりますけれども、公布日から施行し、平成28年4月1日から適用をいたします。

3、新旧対照表でございます。こちらにつきましては、今ご説明をいたしました変更点につきまして下線によりお示しをしているところでございます。

4、今後の予定でございます。平成28年5月20日以降、区長へ議案の提出依頼をいたします。平成28年区議会第2回定例会に条例案を提出する予定でございます。

以上で説明は終わります。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

この一部改正のこの表があるほうの資料なのですが、この監護される者というのは、具体的にはどういうことなのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

法律でいいますと、監督・保護をされる者ということで、一般的にいいますと、保護者というふうにお読みいただければよろしいかと思えます。

田中委員

あと、もう一つ、このC1階層の世帯で、今回のこの改正の対象となる方は、具体的にはどれぐらいの数を想定されているのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在区立幼稚園につきましては、160人の定員で行っております。そのうち対象となるのは、多く見ましても10数名というふうに捉えてございます。長子のお子さんの年齢を撤廃することによりまして、例えば同一世帯でなくても、同一生計というお子さんにつきましては、数える範囲の中に入りますので、今すぐに何名というところが捉えにくく、約10数名というふうに捉えてございます。

田中委員

そうすると、今区立幼稚園に通っていらっしゃる方の約1割弱の方は、今回のこれで軽減措置の対象になるだろうということですね。

副参事（保育園・幼稚園担当）

はい、そのとおりでございます。

田中委員

わかりました。ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにごございますか。

渡邊委員

現行の多子世帯の保育料について、C3の世帯の利用は1人目が850円と書いてあるのですが、変更点ではC1世帯の利用児童になっています。現行におけるC1世帯の多子世帯については何も規定はなかったのですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

C1世帯につきましては、この現行の仕組みに沿って実施をしておりました。ですので、年長の小学校1年生から3年生までの児童がいる幼稚園等利用児童につきましては、無料ということで対応させていただいているところでございます。ただし、その年齢制限を外すと、C1世帯に関しましては、上のお子様の上限を廃止するということになります。ですので、小学校4年生のお子さんがある方については1人目ということで満額をお支払いいただいていたのですが、C1の階層につきましては、小学校4年生のお子様についても1人目というふうにいたしますので、児童、幼稚園を利用されているお子様につきましては、無料になるというような改正でございます。

渡邊委員

上記以外の無料というところがC1に入っているということですね。

副参事（保育園・幼稚園担当）

はい、そうです。

田辺教育長

ほかにごございますか。

よろしいですか。なければ質疑は終結いたします。

それでは第 20 号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 20 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

<報告事項>

<教育長及び教育委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長、委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは一括してご報告いたします。

5月11日、中野区小学校教育研究会定期総会に田辺教育長が出席されました。

5月13日、中野区立大和小学校訪問。田辺教育長、田中委員、小林委員、渡邊委員が出席されました。

5月16日、平成28年度中野区立中学校PTA連合会総会・懇親会に田辺教育長が出席されました。

5月17日、平成28年度中野区立小学校PTA連合会総会・懇親会に田辺教育長が出席されました。

5月18日、平成28年度中野区幼稚園教育研究会総会に、田辺教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、その他活動報告がありましたら、お願いいたします。

田中委員

私は5月13日に大和小学校訪問に参加してきました。大和小学校は、今年度をもって統合になる学校で、来年度から美鳩小学校になる学校です。いろいろ印象に残りましたが、一つは、授業で先生方が様々な工夫をされていて、机の配置を授業の内容によって変えていらっしまったのがとても印象的でした。生徒同士が話し合いをすることが必要な授業では、机をまとめてグループごとに話せるようにしたり、あるいは先生がきちんと知識を伝えるような授業では、黒板に向かって机を並べ、授業を受けるですとか、その授業の内容によって、先生方がすごく工夫されているのがとても印象的でした。

それから、私は今回4年生と一緒に給食を食べたのですが、大変慌ただしくて、担任の先生が「あと1分ですよ」と言うと、頑張っって食べていました。それはそれでよかったのですが、給食の時間は恐らく次の授業があるので変えられないと思うのですが、準備に随分時間を要していたので、何かそういうところを工夫すると、3分でも5分でも子どもたちが給食を食べる時間が長くなるので、健康面から見てもいいことなのかなと思っています。現場でそういう工夫ができないのかなというのを強く感じました。

あともう1点、最後の児童との対話集会で、「今の和和小学校のいいところは何？」という質問があったときに、児童たちが、和和小学校ははじめがなく、みんなすごく仲良しなところがいいところなので、新しい学校にもぜひ引き継いでほしいですと言っていたのがとても印象的でした。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかの委員のご報告等ございますか。

小林委員

私も今の和和小学校の訪問について、田中委員からのお話があったとおりで、非常にいい雰囲気教育活動が進められていたと思います。非常に子どもたちがいきいきとしていたというのが大変印象的でした。以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

渡邊委員

私も5月13日、和和小学校の訪問に行ってきました。私は和和小学校出身で、和和小学校の学校医を15年程やっています。そういう意味では特別な思いを持って学校の訪問に参りました。教育委員としての立場で参りましても、母校に行くということは随分違うこと

だなど思いました。統廃合ということで、複雑な気持ちで参ったわけですが、そうは言っても、新しい学校に生まれ変わって子どもたちがよりよい環境で学ぶことができるであろうということを実感しました。

私が大和小学校に通っていたのは50年前になってしまうのですが、随分傷んでいるな、古くなったなという印象を受けながらも、特別な思いを持って見てきました。

子どもたちについては、学校医としても携わっているので、とても学校の雰囲気がいいというふうに感じております。今回私は、やまと学級の子ども達と給食を食べたのですが、田中委員が言われたように、やまと学級の子たちは特別な支援を要する子どもたちなので、少し食べるのが遅かったりとか、手伝ってあげないと食べられなかったりします。そういう中でやはり給食が終わるのが早かったように思います。私も周りの子ども達とおしゃべりしていたら、自分も食べ終わる前に片づけの時間になってしまい、少し短いなと感じました。もう少し余裕を持った給食の時間というのとはれないものかなというふうに感じました。

その後に対話集会がありまして、対話集会のときに、子どもたちと数人のグループになって大和小学校のいいところ、この統廃合に向けて残したいことについて話し合いました。そこで、中休みが長いことが挙げられました。大和小学校は中休みを20分休みではなくて、30分休みをしているようです。これ、そんなことできるのだと思いつつ、子どもたちが授業の間に余裕を持って遊べるのがすごく楽しくていいと言っていました。これは賛否両論だとは思いますが、そういうやり方もあるのだなと感じました。ただ、そのために給食が短くなったと考えると、やはり教育委員会の中でそういったものをもう少し柔軟に対応できる方法というのも考えていたり、提案したりするのもいいのかなというふうには思いました。

今回の大和小学校訪問で、初めて時間割が変更できるということを知って、今後時間の配分のあり方というの少し考えていきたいなと私も勉強させていただきました。

統廃合に向けて、子どもたちは嫌がるような反応は全くなくて、とても受け入れられているのだなというふう感じて、これもよかったなと思っております。

もう1点、報告なのですが、このほかに私、5月17日の火曜日に、東京都の特別区人事・厚生事務組合の教育委員会にも出席してきました。以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

小林委員

今お二人の先生が給食の時間のことをお話しされて、私も同じように感じています。

スクールカウンセラーが学校に導入された、平成6年ごろ、スクールカウンセラーの方から、先生たちは給食を食べるのが速いですねと言われました。スクールカウンセラーの方は中学校でいうと、副担任といった、教室で給食を食べない先生方と一緒に会議室などで給食を食べるのですが、先生方が非常に食べるのが速く、びっくりしたと言っていました。先生方は、落ち着いて給食を食べられないことが当たり前になっているのではないかと思います。しかし、子どもの教育はどうあるべきかということを考える場合に、学校も少し食の環境を見直していく必要があるのではないかと思います。そのためには、渡邊先生がおっしゃっていたように、全体的な時間割の組み方を考え直すなどして、教育の一環である給食の時間を豊かにすると、いろいろな面で効果が出てくるということも考えられるのかなというふうに思います。以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）の策定について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）の策定につきまして、資料に基づきご報告をさせていただきます。

新しい中野をつくる10か年計画（第3次）につきましては、以下のとおり策定をいたしました。内容といたしまして、まず初めに構成でございますが、案のとおりということで、第1章から第4章、また参考資料からなっております。

2番でございますが、パブリックコメント手続を実施いたしましたので、その結果につきまして、資料に基づきご報告いたします。

意見募集期間につきましては、本年3月20日から4月11日までということで、合計163名の方々からご意見をいただいたところでございます。

提出された意見の概要、それに対する区の考え方ということで、取りまとめてございま

す。教育関連の意見を中心に報告させていただきたいと存じます。

戦略Ⅳ「生きる力・担う力育成戦略」につきまして、全体で56項目のご意見でございます。

初めに、ナンバー18から38までがU18プラザ、子育てひろば関係のご意見等でございます。

続きまして39、40番がキッズ・プラザ、学童クラブ関係の内容でございました。

また41番から45番までが保育園関係の内容でございます。

次に、46番から49番まで認定こども園・幼稚園関係ということで、区立幼稚園、また区立の認定こども園を建てるということも考えるべきではないかといったご意見でございます。

区といたしましては、民間による認定こども園の実績等にも鑑みまして、民間活力を活用して認定こども園を整備してまいりたいと考えているところでございます。

また、50番から52番につきましては、2年保育の受け入れ、あるいは経済的に厳しい方への配慮、さらには障害児の受け入れ等を勘案し、区立園を残すべきではないかといったご意見でございます。

区といたしましては、2年保育の受け入れ等につきまして、私立幼稚園への働きかけ、あるいは入園時の補助なども充実させ、さらには一人ひとりのお子様にとって必要な養育・教育が選択できるよう支援していくということを考えているものでございます。

次に、53番、54番でございます。区立幼稚園が果たしてきた学ぶ環境あるいは幼児教育、小学校教育との連携、そういった役割から考えると、やはり区立幼稚園を残すべきではないかといったご意見でございます。

区といたしましては、幼稚園教育要領等にのっとり、さらには保幼小連携等によって幼児教育の質の確保に努めていきたいと考えているものでございます。

また55番でございますが、公園や学校跡地等を活用した新園舎の建て替えといったことも考えられるのではないかとご意見でございます。

今後、区といたしましては、未利用となる施設の活用などにつきましても検討していく考えであるということでございます。

続きまして、56番以降が小・中学校関係でございます。

56番では、学力向上について数値目標化するのは、教育を歪めるものになるのではないかとご意見でございます。

区といたしましては、自ら考え解決する力、確かな学力等を伸ばすことを区営目標として掲げているということで、学力向上の状況を図るため必要な指標と考えているということでございます。

次に 57 番から 61 番まで、学校再編計画の見直し等を求めるご意見でございます。

区といたしましては、将来的な人口予測等を踏まえた場合に、活気あふれる学校運営を進めるためには、学校再編は予定どおり着実に進めていく必要があると考えているところでございます。

続きまして、63 番以降が図書館関係のご意見等でございます。例えば 64 番でございますが、地域開放型学校図書館の位置付けが明確ではないのではないかといったご意見でございます。

区といたしましては、学校図書館法の趣旨等も踏まえまして、整備を図っていく考えであるということでございます。

また、68 番から 71 番まで、図書館の統合あるいは地域開放型学校図書館の整備について反対をするといったご意見でございます。

区といたしましては、区民にとって利用しやすい図書館、また地域開放型学校図書館の整備につきましては、学校のセキュリティ、また区民の利便性等を確保していく考えであるということでございます。

72 番以降は、その他ということで取りまとめた内容でございます。

73 番でございますけれども、10 か年計画にかかわる教育の関係につきまして、やはり教育大綱、教育ビジョンというものを転載する形が望ましいのではないかとといったご意見でございます。

区といたしましては、教育ビジョンは教育基本法に基づきます教育振興基本計画に位置付けるものであって、基本構想や 10 か年計画と整合性のあるものとして策定していくということと考えているものでございます。

81 番、持続可能な行政運営についてというところで、学校教育における人権教育等の推進につきまして、性的少数者への理解を求める教育も実施してほしいといったご意見でございます。

区といたしましては、人権はあらゆる分野にかかる問題ということで、教育の分野におきましても啓発活動等の取組を進めていく考えであるということでございます。

以上が主な内容ということで、これら提出されました意見により、変更した箇所はなし

ということでございます。

続きまして、「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（案）からの主な変更点」についてご報告させていただきます。

第3章、戦略Ⅳ－1「安心して産み育てられるまち」ということでは、子どもの育ちを支える地域づくりのための主な取組として、子育てひろば事業の展開ということで、商店街のみを例示として挙げていたのですが、わかりにくいといったご意見等もございました。そこで、「子育てひろば事業について、すこやか福祉センターやキッズ・プラザ、保育園、学童クラブ、商店街など身近な場所」で展開をしていくということで、内容をより詳しく記載をさせていただきました。

ほかの内容につきましては、一番直近の数値等のデータが集まったことにより変更ということでございます。

本報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

内容ではないのですが、この資料はすごくよく区民の方の意見とそれに対する区の考え方がまとまっていてわかりやすかったと思います。

これはホームページで皆さんが閲覧できるような状態になっているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

こちらにつきましては、ホームページ上でも掲載をさせていただいております。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

10か年計画についてはいろいろと討議があったところで、教育委員会にかかわるところを見ますと、幼稚園の問題が多く取り上げられていて、幼稚園・保育園問題については、今後も検討していく必要があるのだろうと思います。

特別区の教育委員会では、幼稚園の職員のことが主なテーマになっています。各区の教育長の方が集まって、そこでお話を聞くことができます。幼稚園の問題については、各区においてそれぞれの事情があるようです。どういうケースが一番いいのかというのは、必ずしも決定できるものではないかなと思っておりますけれども、やはり今後も事情によっ

て柔軟性を持って、検討していきたいとは思っております。

中野区では幼稚園教育について、かなり厳しい意見をいただいているようですけれども、十二分に話し合った結果、現状の中で最良の方法を見つけるということで話し合ってきたところでありますので、これを見てまたもう一度考えさせていただきたいと思っております。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、ございますか。

小林委員

10か年計画については、今までもいろいろと話を重ねてきたので、これについてどうこうということではないのですが、特に学校教育の部分で戦略Ⅳ辺りを見ていきますと、一番最初に、生きる力を支える学力、社会性等の習得を目指した教育について挙げられていて、その中で特に学力調査が成果目標になっているということに対し、区民の方からもご意見をいただいているわけです。その点については真摯に受けとめながら、しかし子どもたちの学力を高めていくということは大事なことです、様々な努力を重ねていく必要があらうかと思えます。やはり全体的にバランスを見ると、心の教育をどのように推進していくかということについて欠落しているのが大きな課題で、教育委員会として工夫していく必要があるのではないかと思います。今、渡邊委員が言われた、幼稚園のことについても、幼稚園の枠組みというよりも、幼児教育として子どものうちから心の教育をしっかりと進めていくことが大事かと思えます。中野区はそういう意味では、幼稚園・保育園を問わず、一体化したいいい体制になっているので、幼児教育の段階から心の教育を積み上げていくことや、段階的にしっかりと知・徳・体のバランスがとれた形を生かしていくことを教育委員会としてどのように進めていくか考えていきたいと思えます。やはり生命尊重など、様々な課題を考えたときに、やはり中野区として心の教育を発信し、実践していくということが問われていくと思えますので、私たち自身も発信していきたいなというふうに思っています。以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにごございますか。よろしいですか。

今、小林委員からもご意見いただきましたけれども、区として新しい中野をつくる 10

か年計画、こういう形で策定をされましたので、これを踏まえて今後教育委員会としても教育ビジョンの改定作業を進めていきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて事務局報告の2番目、「区立図書館等の整備について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

区立図書館等の整備につきまして、資料に基づきご報告をさせていただきます。

本件につきましては、5月13日に第4回教育委員会臨時会を開催させていただきました、こちらでいただきました様々な意見を踏まえ、微調整を図りまして、去る5月16日の子ども文教委員会にも同様の内容でご報告をさせていただいた内容でございます。

また、16日の子ども文教委員会でいただきましたご質問等の内容を若干ご報告させていただきますと、地域開放型学校図書館等を推進するというところで記載をさせていただいてございますが、これに伴って区立図書館を減らす考えはあるのかといったようなご質問などもございました。

区といたしましては、本町図書館、東中野図書館の統合、また鷺宮図書館の移転ということで計画をしているものであるということで、そのほかの内容につきましては、今後ネットワーク型図書館の進捗状況を勘案しながら、配置等の見直しを行っていくという考えであるとお答えをしたところでございます。

またそのほか、図書館指導員の職務等のご指摘もございました。それに対しては区として今後も図書館指導員の職務を存続させていく考えであるということでごお答えしました。

また、教育ビジョンとの整合性も図る必要があるのではないかなどの質問もいただきました。それに対しては先ほど教育長からもお話がございました、今年度改定作業を進める教育ビジョンとの整合性も図りながら、図書館の整備も進めていくということでお答えしたところでございます。

いずれにしても、本資料にも記載してございますが、今後これをさらに具体化し、整備計画としてまとめていく考えということでございます。

報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

図書館は、これからいろいろな機能を持っていかないといけないと思うのですけれども、やはりその中で核になるのは、読書活動の支援というところだと思います。今、本の販売数も減っていて、図書館での貸し出し数も減っているという中で、子どもたちに本であれ電子図書であれ、読書する習慣をしっかりと身につけてもらうということは、大切にしていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目、「第三中学校・第十中学校統合新校校舎改築に伴う複合施設整備の基本的な考え方について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第三・第十中学校統合新校校舎改築に伴う複合施設整備の基本的な考え方につきまして、資料に基づきご報告いたします。

本件につきましても、5月13日に第4回教育委員会臨時会を開催いただきまして、ご協議いただいたところでございます。その後、5月16日の子ども文教委員会にも同様の資料でご報告をさせていただいたところでございます。

子ども文教委員会では出されました質疑等の若干ご報告をさせていただきますと、(仮称)総合子どもセンターにおいては、児童相談所の機能あるいは教育相談機能を併せ持った内容ということでございますが、その中に、子ども・若者専門支援指導機能についても掲げているところで、今後、区としてそのベースとなる考え方をまとめる必要があるのではないかとといったご質疑がございました。今後、区としてベースとなる考え方を引き続き検討していくということで考えているところでございます。

また、本施設において適応指導教室の機能を高めていく考えということについて、今後、他の場所の設置につきましても検討する必要があるのではないかとといったご質疑がございました。今後も不登校児童・生徒等の指導に当たっては、アウトリーチなども活用しながら、さらにはほかの場所の展開につきましても検討していく旨、考えているところでございます。

ご報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等の発言がございますか。

小林委員

新しい教育センターが設置されるに当たっての基本的な考え方に加え、具体的な機能として教育研究機能というのが明確に打ち出されたというのは、私は非常に素晴らしいことかなと思っています。

やはりこのところ、実践が一番大事だとは言うものの、場合によっては柔軟性をなくしてしまうことがあって、子どもの変化や社会の変化に対応できなくて、課題が上積みされるということもあると思います。そういう点では、教員の研修だけではなくて、教員の研究も傍ら進めていく必要があるというふうに強く感じます。研修というのは、本来研究と修養ですので、修養ばかりではなく、しっかりとこういった研究機能も果たしてほしいと思います。教育委員会やこういった総合子どもセンターが、現場の先生方の負担にならないように、そして教員のそれぞれのライフステージに応じて研究を進めていく方法をしっかりと組み立て、進めていくことを期待したいなというふうに思っています。以上です。

田中委員

いろいろな機能が総合子どもセンターにまとまることで、利用者にとって非常にいいなという感じがします。

一つ、気になるのは、総合子どもセンターに児童相談所が移管されることを想定しているとあるのですが、今、中野区は杉並区の児童相談所の下にあるわけですので、児童相談所が移管されると、子どもたちのために重い判断を区としてしないといけない場面が出てくるだろうと思います。この前杉並区の児童相談所の所長もおっしゃっていましたが、家に帰るとき、わざわざ回り道して帰らないと、家族に何か危害が及ぶのではないかと考えることがあるというようなことをおっしゃっていましたが、要するにそれぐらいかなり重い責任を区として受けとめることになると思うので、その辺に対する、ソフト面の準備については何か進んでいる部分があれば、教えていただきたいと思います。

事務局次長

23区の区長会といたしましても、要望を出して児童相談所の設置をしていきたいとなつてございまして、その中で、どのような年次計画で着実に進めていくかというような検討も現在されているところでございます。それによりますと、今、委員からご指摘がございましたような人材の確保あるいは育成という段取りも、その年次計画の中には落とし込まれてございまして、今後、各区がそれを詰めていくというような状況でございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

今のことは、とても大切なことだと思います。児童相談所を作る、それは賛成なのですが、その言葉だけではなくて、実態が伴わなければいけないと思います。やはり人を支えるのは人なので、中野区としては人材育成に早目に取り組めるよう、準備していただきたいというのが私からの希望です。

田辺教育長

ありがとうございます。ご要望として受けとめさせていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の4番目、「教育指導関係資料の作成及び配布について」の報告をお願いします。

指導室長

平成27年度に作成しました教育資料をご報告いたします。

1点目は、平成27年度人権教育推進資料です。まず、作成のねらいですが、人権課題を取り上げ、具体的な指導事例を示すことにより、各学校における人権教育の推進及び充実を図るためです。

今回の内容は、人権課題「同和問題」及び「アイヌの人々」を取り上げ、幼稚園、小学校、中学校における人権教育の実践事例を掲載いたしました。

配布対象は全教員で、4月に配布いたしました。

本年度も人権課題を取り上げ、具体的な指導事例を示した人権教育資料を作成いたします。

2点目は、中野区における学力向上の取組です。これは中野区独自の学力調査の結果を基に、本区の学力に係る課題を見出し、その課題解決に向けて具体的なカリキュラムや指導事例を示すことにより、各学校における学力向上の取組の推進及び充実を図るものです。

平成27年度の主な内容は、小中連携教育を視点とした9年間のカリキュラム及び授業モデルを内容とし、巻末には各中学校区における小中連携教育の取組についても掲載いたしました。

配布は各校15部で、4月に配布いたしました。

今後、校内はもとより、教務主任会や研修会等で取り上げ、活用してまいります。

ご報告は以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

それでは、各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

小林委員

今年度、人権課題を幾つか取り上げていくということなのですが、東京都の人権施策推進指針などに示されている人権課題を、中野区の実態に応じて取り上げていくということだと思っておりますけれども、その人権課題をどう取り上げるかという年次計画のようなものはあるのでしょうか。

指導室長

具体的な年次計画を網羅しているわけではないのですが、全ての課題を何らかの形で取り上げるような計画性を持って進めるということを念頭に置いています。例えば、前年度、一昨年度は、いじめの問題や体罰の問題なども特に重点な課題として認識しておりましたので、その時折の教育課題に沿った形で課題を取り上げるような選定をしております。

小林委員

今、指導室長がおっしゃられた方向でよろしいかと思うのですが、いわゆる全体的な人権課題をしっかりと踏まえていくとともに、眼前の様々な課題にしっかりと取り組んでいくことも大事だと思います。

あともう一つ、私は人権教育を進めていく際に、やはり日常の教育活動を見直していくという視点が非常に重要ではないかなというふうに思います。中野区で作ったこの人権教育推進資料も貴重だと思いますが、これは人権課題に特化していますので、どの学校にもすぐに使えるというものではないと思います。ですので、例えば東京都が出している人権教育プログラムの中に、「見直してみよう、あなたの人権感覚」ということで、例えば教室環境のこととか、個人情報の管理であるとか、各学校で発行する文書だとか、あと子どもに対する幼児、児童、生徒の呼び方、不用意な言葉遣いについて記述がありますので、こういったことをまず全ての学校、全ての教員に徹底していく必要があると思います。その上でこうした区でやっていることが生きてくるというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

指導室長

委員ご指摘のとおり、まさに人権教育は全教育活動の中で行われるもので、日常的な指導の中にその重要性があるというふうに認識しています。東京都としても人権教育については、教育目標の一番に挙げているところで、人権教育プログラムを毎年発行する中で、その活用について指導しております。特に委員ご指摘の、人権感覚を見直すページについては、毎年修正される部分がありますが、主なポイントとして取り上げられており、学校の各状況についても年度当初に確認する場面が多くございます。中野区教育委員会としても、引き続き日常の指導について徹底を図ってまいりたいと思います。

小林委員

ありがとうございます。よくやっただいているので、その方向でよろしいかと思えます。ただ、人権感覚はどうしても磨耗してしまうというか、自分で満たされているなと思っても、スマートフォンの充電機能と同じで、チャージしていく必要があると思います。だから、わかっているだろうから、何もしないということではなくて、子どもたちのために、しつこいぐらいに徹底していく必要が私はあると思うのですね。ですから、人権教育はぜひいろいろな校長会やいろいろな職層の研修会で、ぜひ徹底して、子どもが嫌な思いをすとか、人権上の課題にさらされるようなことがないように、ぜひ進めていただければありがたいと思います。以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

渡邊委員

人権というと、やはり差別ということにつながりやすいのですけれども、男性である、女性であるというのも、これも人権で、大人である、子どもであるというのも人権です。そういう意味で、道徳とか人権という言葉をしつかりとみんなが理解していくことが本当に大切なのかなと思います。

そういった意味で、こういった教育に中野区が取り組んでいただいて、また資料をつくってみんなで常に考えていく姿勢というのは、今後も続けていきたいなと思っております。

昨日 SNS の使い方という、ICT を使って医療の連携を行うということコンピューター会社の人とお話ししていたのですが、その時に、LINE やフェイスブックといった SNS を皆さんやっているのですけれども、そのセキュリティは大丈夫かと心配していました。システム的に漏れることはなくても、人に見せるなど、使う人のセキュリティが一番

甘いというようなことをおっしゃっていました。そういったところにやはり人権問題、モラルの問題、道徳観が一番必要になってくると思います。ですから、今後の時代は特に情報化社会になれば、こういった問題を十二分に教育委員会として大切に取り組んでいただきたいなというふうに感じております。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

田中委員

こちらの学力向上の取組ですけれども、丁寧に取り組まれているのだなということがよくわかります。特に、27年度の国語ですけれども、国語は、何か聞いて読み取って、考えて、文章を言葉に表すという意味では、学力の一番基本になるところで、ここが非常に成果を上げているのは、すごく今後に期待できるなというふうに感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

小林委員

今、田中委員おっしゃられたように、この報告もなかなか内容のあるものになっていると思います。小・中連携の視点に関しての学校ごとの取組について、この中で大切なことは、中学校の先生が小学校のカリキュラム内容を知る、または小学校の先生が中学校のカリキュラム内容を知ることだと思えます。

例えば教育研究会で活動する上で、小学校と中学校は合体して教科ごとに研究を進めていくということが私はこれから求められることだと思えます。特に今義務教育学校が正式に認められた状況の中で、9年間の義務教育で子どもたちをどう見ていくかという視点が、これからの教員に求められてくると思えますので、ぜひそういった運営上のことも、今後検討課題として進めていただければありがたいなと思えます。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告はこれで終了させていただきます。

続いて、事務局報告の5番目、「平成28年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』研

究指定校について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、平成 28 年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」の研究指定校について、ご報告いたします。

まず、「学校教育向上事業」につきましては、中野区の教育課題について、各校が研究課題を定めながら 2 年間にわたって研究をし、その研究成果を区内全校に波及させるための事業でございます。表をごらんください。昨年度が一年次ということでご報告をさせていただきましたが、二年次に研究発表を行うということで発表日を記載させていただきました。平成 28 年度新たに、7 校が研究指定を受けております。研究課題につきましては、一覧表に示させていただいているとおりです。

指導室といたしましても、研究の支援を継続的に行いながら、各校の研究の充実に努め、学校教育の教育力の向上に努めたいというふうに考えてございます。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

その他の教育課題というのは、何か具体的に想定している部分があるのでしょうか。

指導室長

啓明小学校では、授業における特別支援教育のあり方ということで、研究を進めたいというふうに考えておりまして、現在研究テーマを絞り込みながら、研究を進めているところ です。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

渡邊委員

このように研究課題を持って研究していただくことはすばらしいと思っています。

質問なのですが、昨年度に比べて、研究の指定校の増減はありますか。

指導室長

この学校教育向上事業につきましては、一年次、二年次合わせまして 15 校の指定をしております。ですので、二年次は 8 校、一年次は 7 校、そうしまして来年度につきましては、

今度は一年次を8校、二年次を7校という形で、3年に1回程度各校が研究ができるような計画的な指定を進めるように取り組んでいるところです。

渡邊委員

学力向上だけではなくて、教育センターがまた変わるということも踏まえて、教員のためにもこの学校教育向上事業を充実させていただきたいなというふうに思っております。

小林委員

この資料を拝見すると、一年次は非常に知・徳・体のバランスのいい研究課題で、更に小中連携について、その他の教育課題として特別支援教育があります。

これからお話することは、的外れかもしれませんが、例えば小学校、中学校の学びの連続性の構築などをやる場合、やはり今までにないことをやっていくということが一つの大きなコンセプトだと思うのです。ただ、それが教育課程上許されるかどうかという部分はあるのですが、予算措置も含めて、できるだけ柔軟に教育委員会は対応していく必要があると思います。要するにパイロットスクールとして今までできなかったことを思い切ってやっていくという姿勢、こちらが「いや、それは規定でできません」というような形ではなく、むしろこちらがそれを進めていくような、柔軟な姿勢を持つべきだと思います。学校側がどこまで柔軟な姿勢で新しいものを発信してくるかわかりませんが、むしろそれを刺激するようになっていただきたいと思いますというふうに思っています。以上です。

田辺教育長

ご要望ということで、承らせていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

そのほか事務局から報告事項はございますか。

副参事（学校教育担当）

私から学校情報配信システム登録用紙の紛失につきまして、口頭にてご報告をさせていただきます。

中野区教育委員会では、区立小中学校の保護者の皆様に、事件などの緊急情報や学校行事に関する情報などを配信する学校情報配信システムの登録をお願いしております。

学校情報配信システム登録用紙を学校へ提出していただき、これを学校教育分野において入力していきます。

このたび、中野区立武蔵台小学校のこの登録用紙 84 枚を紛失するといった事態が発生いたしましたので、ご報告いたします。

まず、経緯をご説明させていただきます。登録用紙は、2月19日の武蔵台小学校の1年生保護者説明会で配布し、4月6日の入学式に保護者から同小学校に提出していただきました。4月15日を学校から学校教育分野への送付期限といたしておりましたので、4月21日になっても届かない未着の学校に対し、学校教育分野から学校へ連絡を入れたところ、既に同校では交換便で送付済みとの回答がありました。そこで事態の発覚となったものでございます。直ちに当日、翌日にわたり、武蔵台小学校、学校教育分野の双方において、捜査を行いました。また、週明けには文書集配担当、教育委員会事務局全体に範囲を広げまして、またお客様がいない連休の初日、4月21日にも改めて徹底した捜索を行いました。が発見に至りませんでした。

引き続き発見に努めるものの、この時点で紛失として保護者の方へのご報告と謝罪をすることを決めまして、武蔵台小学校1年生の保護者向けの説明会を連休明けの5月9日月曜日に開催いたしました。あわせまして5月9日にこの件に対するプレスリリースを行いました。5月9日の説明会には、PTA会長を含む13人の方々にご参加をいただき、教育委員会、学校からお詫びと経緯のご説明を差し上げました。その場では、事実経緯の確認や今後の対応について、数名の方からご発言がありましたが、最後に改めて学校情報配信システムの登録手続きのお願いをさせていただき、終了となっております。

なお、学校情報配信システム登録用紙に記載されている情報は、児童名、学校名、学年、連絡先電話番号、メールアドレスの五つです。以上が経緯でございます。

次に今後の対応についてですが、この学校情報配信システムの登録につきましては、来年度から保護者の方に用紙を提出していただく方式から、保護者の方に直接入力していただく方式へと変更いたします。また、個人情報の取り扱いのルール再確認や、再発防止策について改めて徹底したところであり、教育委員会全体として再発防止に努めてまいります。

以上が、経緯と対策についてのご報告になります。個人情報を適切に管理するという責任を全うできなかったことにつきまして深く反省してお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

田辺教育長

この件につきましてご質問等ご発言ありますか。

小林委員

今のところ、何かそれにかかわっての被害はあったのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今のところ、被害の状況の報告はございません。

小林委員

その後、その現物はいまだに所在がわからないという状況ですね。

副参事（学校教育担当）

はい。残念ながら、まだ発見されていないという状況でございます。

小林委員

来年からは、そういう用紙のやりとりはなしにして、直接保護者が入力をして、手続きをするという方式に改めるということでしょうか。

副参事（学校教育担当）

はい、そのとおりでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにもございますか。

そのほか、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会は、5月27日金曜日、午前10時から第四中学校において開催をする予定でございます。以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第12回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時27分閉会